

3. 甲は、乙に対し、前項の請求を行った日の属する月の翌月の末日までに、乙が指定した銀行口座へ振り込む方法により、本件紹介手数料を支払うものとする。

4. 甲は、乙に対する前項の紹介手数料の支払いを遅延した場合には、遅延日数に対し年14.6%の遅延損害金を支払うものとする。

(特別費用)

第8条 乙が第2条に規定したサービスを甲に提供するために、出張費又はその他の特別な費用をかける必要が生じた場合、事前に甲の書面による了解を得ることで、乙は甲に対し、当該費用を請求できるものとする。

(採用の決定と通知)

第9条 甲は、乙から紹介された丙を採用することを決定した場合、乙に対し、直ちに当該採用決定の事実及び労働条件（賃金・労働時間・業務内容等、甲と丙が締結する雇用に関する契約書に記載される条件を含むが、これに限られない。）を書面又は電子メールにより通知しなければならない。

(短期退職時の手数料の返還義務)

第10条 丙が、入社辞退や自己都合により又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、6か月以内に退職した場合、又は本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で本件紹介手数料を返還するものとする。

ただし、甲の丙に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に丙が一身上の都合にて退職した場合、及び丙に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合は、乙は甲に紹介手数料を返還しないこととする。

また、丙が、上記等の理由以外で専ら甲の都合により退職をすることとなった場合にも、紹介手数料の返還は、行なわないものとする。

- ① 入社後1か月未満の場合：本件紹介手数料の80%
- ② 入社後1か月以上3か月未満の場合：本件紹介手数料の50%
- ③ 入社後3か月以上6か月未満の場合：本件紹介手数料の5%
- ④ 入社後6か月以上：返還額なし

(紹介手数料の返還の時期)

第11条 乙は、甲に、次の通り紹介手数料を丙の退職日30日以内に、甲が指定した銀行口座へ振り込む方法により返還するものとする。

(秘密情報)

第12条 本契約において、秘密情報とは、文書・図面・その他書類に記載され、若しくは電磁的又は光学的に記録された甲及び乙の保有する技術上・営業上・その他業務上の一切の知識及び情報（ただし、第14条に定める「個人情報」を除く。）とする。ただし、次の各号の一に該当するものは、この限りではない。

- ① 知得時に既に公知であったもの又は知得後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
- ② 正当な権限を有する第三者から適正な手段で秘密保持義務を負わずして取得した情報
- ③ 開示について相手方の書面による事前の承認を得た情報
- ④ 知得した情報に依拠することなく独自に開発された情報

(秘密情報の取扱い)

第13条 甲及び乙は、秘密情報を厳に秘匿し、第三者に開示若しくは漏洩し、又は本契約の目的以外の目的で使用してはならないものとする。また、秘密情報を相手方の書面による事前の承認を得ず